株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十二月十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十一月十三日

奈良市大宮町四丁目二八一番一

株式会社レイアパートナーズ

代表取締役　野﨑　隆男

株主名簿管理人事務取扱場所

大阪市中央区伏見町三丁目六番三号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

大阪証券代行部

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である真保陽子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十一月十三日

アメリカ合衆国デラウェア州、ウィルミントン、一二〇九オレンジ・ストリート、コーポレーションズ・トラスト・カンパニー気付

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＢＢＳＡＴ　ＬＬＣ

日本における代表者　真保　陽子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である内山隆太郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十一月十三日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号

ニッス・カンパニー・リミテッド

日本における代表者　内山**隆**太郎

限定承認公告

本籍東京都立川市柏町一丁目一二番地一、最後の住所東京都中野区弥生町五丁目二三番七―三二〇号　被相続人　亡　保井　邦夫

右被相続人は平成二十一年一月推定二十日死亡し、その相続人は平成二十一年十一月六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

埼玉県所沢市並木二丁目三番地一―二〇七

相続財産管理人　保井　良靖

限定承認公告

本籍島根県大田市大田町大田イ一四八四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川上　忠男

右被相続人は平成二十一年三月三十日死亡し、その相続人は平成二十一年十月三十日松江家庭裁判所出雲支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十三日

島根県大田市大田町大田イ一四八四番地

相続財産管理人　川上　勝

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千万円減少し二十五億千二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十一年四月二十三日付官報の号外第八十七号八十三頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十三日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

浜松プロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千万円減少し二十三億四千二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十一年四月二十日付官報の号外第七十七号一二五頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十三日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

チャンドラーイレブン特定目的会社

取締役　大塚　幹生

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千七百万円減少し三十一億八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十一年四月二十三日付官報の号外第八十七号八十三頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十三日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

有明プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億二千五百万円減少し金三十五億七千三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十二月十五日であり、社員総会の決議は、平成二十一年十一月十二日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年五月十八日付官報の号外第百二号八十八頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十三日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

虎ノ門ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=7847685

平成二十一年十一月十三日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

有明開発特定目的会社

取締役　堀川　朋善

事業の譲受けに関する公告

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行は、平成二十一年十一月四日開催の取締役会の決議に基づき、金融庁長官の認可等を条件として、平成二十二年四月十五日をもって、フォルティス・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイ東京支店（住所　東京都港区愛宕二丁目五番一号）の事業の全部を譲り受けることと致しました。

つきましては、右事業譲受けにご異議のある債権者は、平成二十一年十二月十四日までにその旨お申し出下さい。

以上、銀行法第四十七条第二項並びに第三十四条第一項及び第三項の規定により公告します。

なお、右事業譲受けの期日は諸般の事情によりやむを得ず変更になる場合があります。

平成二十一年十一月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目九番一号

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

日本における代表者　ヤニック・ユング

事業の譲渡に関する公告

フォルティス・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイは、平成二十一年十一月五日開催の取締役会の決議に基づき、金融庁長官の認可等を条件として、平成二十二年四月十五日をもって、東京支店の事業の全部をビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店（住所　東京都千代田区丸の内一丁目九番一号）に譲渡することと致しました。

つきましては、右事業譲渡にご異議のある債権者は、平成二十一年十二月十四日までにその旨お申し出下さい。

以上、銀行法第四十七条第二項並びに第三十四条第一項及び第三項の規定により公告します。

なお、右事業譲受けの期日は諸般の事情によりやむを得ず変更になる場合があります。

平成二十一年十一月十三日

東京都港区愛宕二丁目五番一号

フォルティス・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイ東京支店（営業上の商号　フォルティス銀行東京支店）

日本における代表者

ヨリス・ディリックス

お知らせ

第百七十二回国会会議録は、本日発行の衆議院会議録索引をもって、次のとおり終了いたしました。

平成二十一年十一月十三日

独立行政法人国立印刷局

衆議院会議録

第一号から第二号まで　追録

索引

参議院会議録

第一号から第二号まで　追録

索引

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月十三日付第二四一号

●同日付（第一七二回）衆会索引四ページ●六月十二日付参会第二九号（その一）一二ページ

一二八ページ●同日付政府調達第二〇九号四八ページ（その二）二四ページ●同（その二）一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）